

2024.11.01

ESG リスクトピックス <2024 年度第 8 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<非財務情報開示>

○排出量取引制度の 2026 年本格稼働に向け政府 WG が始動、公平性・実効性確保が論点

（参考情報：2024 年 9 月 3 日付 内閣官房 HP：

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/carbon_pricing_wg/dai1/index.html）

政府の GX 実行推進室が設置したワーキンググループ（WG）が 9 月 3 日、第 1 回会合を開催した。2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、2026 年度からの排出量取引制度の本格稼働に向けた具体的な設計の検討がスタートした。今後、専門家や産業界などへの複数回のヒアリングを経て、12 月頃に論点を整理する予定。温室効果ガス排出量の削減について、業界特性等により各企業の置かれた環境が異なる中、制度の公平性や実効性を高める方策が主な論点になる見込み。

国内での排出量取引は、カーボンニュートラルの実現を目指す企業が参加する GX リーグで試行的に実施されている。参加企業の排出量を合計すると国内全体の 5 割を超えるが、参加が任意で業種ごとに参画企業の割合がまちまちな実態だ。こうした現状をふまえ、事務局が第 1 回会合で、排出量取引制度の本格稼働に向けた検討の方向性を提示した。

<表：制度化に向けた主な論点>

	検討の視点	諸外国の例
① 制度対象者	<ul style="list-style-type: none">一定規模以上の排出を行う企業を対象とする国内排出量のカバー率の考慮諸外国制度との条件の同一化	<p>【EU】設備/施設単位で、直接排出 2.5 万トンを基準に設定</p> <p>【韓国】事業者単位で直接・間接排出合計 12.5 万トンを基準に設定</p>
② 目標設定方法	<ul style="list-style-type: none">目標水準の客観性・公平性政府が策定した指針と整合するような目標設定業種毎の特性や各社のこれまでの取り組みの状況等の考慮	<p>【EU】【韓国】制度開始当初はグランドファザリング方式（基準年度の排出実績に一定の削減率を乗じる）。その後、より公平性を高める観点からベンチマーク方式（業種毎の目指すべき排出原単位を乗じる）に移行</p>
③ 目標達成の規律	<ul style="list-style-type: none">CBAM（炭素国境調整措置）等の国際的な議論への対応含む、制度の実効性を高めるための措置排出量実績に対する第三者による検証	<p>【EU】【韓国】【米カリフォルニア州】【豪州】</p> <p>排出実績と同量の排出枠を償却（またはベースラインから超過した量と同量の排出枠を償却）する義務を課した上で、排出量に応じたペナルティや償却義務の残存（無償割当から控除）で、排出削減の実効性を担保している。</p>
④ 取引のあり方	<ul style="list-style-type: none">価格発見機能が発揮されるために必要な流動性の確保取引秩序形成の観点からの規律（取引参加者の範囲、取引所のあり方	<p>【EU】制度開始当初より幅広い主体による取引を許容し、先物も導入。現在はデリバティブ取引が活発に行われている。</p>

	検討の視点	諸外国の例
	等) の制定	【韓国】 開始当初は義務対象者に参加が限定し流動性が低迷。参加者拡大等の改革で、取引量が徐々に増加した。今後はデリバティブ市場の開設も予定
⑤ 投資予見性	<ul style="list-style-type: none"> 上下限価格を設定し、その範囲に価格を誘導することを想定 その他、投資促進の観点から制度設計上留意すべき点 	<p>【EU】 オークション実施の増減といった量的アプローチにより価格をコントロール</p> <p>【米カリフォルニア州】 固定価格での排出枠の売却や、有償オークションでの下限価格設定といった価格アプローチによる価格コントロール</p>

出典：WG 第1回会合資料を基にインタ総研作成

第1回会合では、日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会、WWF ジャパン、9月20日の第2回会合では、セメント協会、日本製紙連合会、日本自動車工業会、定期航空協会、日本気候リーダーズ・パートナーシップにそれぞれヒアリングした。主に、温室効果ガス排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate 産業）と呼ばれる対象だ。ヒアリングでは、温室効果ガス排出削減に向けて必要となるコストや時間軸の考慮、カーボンプライシングによる国際競争力の低下、基盤産業特有の Scope3 削減による Scope1・2 の増加のジレンマといった課題が挙げられ、個別業界の実態を配慮した制度設計を望む意見が挙げられた。

<生物多様性>

○自然共生サイト支援証明書試行、特設 HP で受付開始、先行申請で事例掲載も

(参考情報：2024年9月13日付 環境省 HP：https://www.env.go.jp/press/press_03689.html)

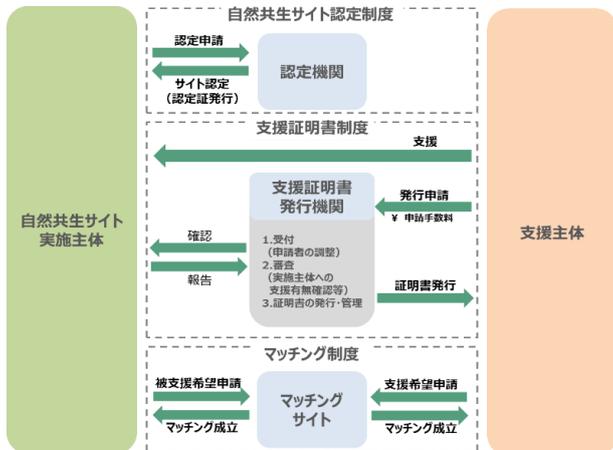
環境省は9月13日、生物多様性の保全が図られている区域を認定する「自然共生サイト」への支援証明書の試行的な運用を始めた。申請の受付とともに、マッチング参加者も募集する。

この支援証明書は、特定の自然共生サイトについて質の維持・向上を支援する企業などに環境省が発行する制度。2022年生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）で採択された世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（GBF）」の実現に向けた国内施策の一貫だ。

今回の募集は25年1月17日締め切りで、審査を経て同年2月～3月に証明書の発行が決まる。同4月から本格運用の予定だ。

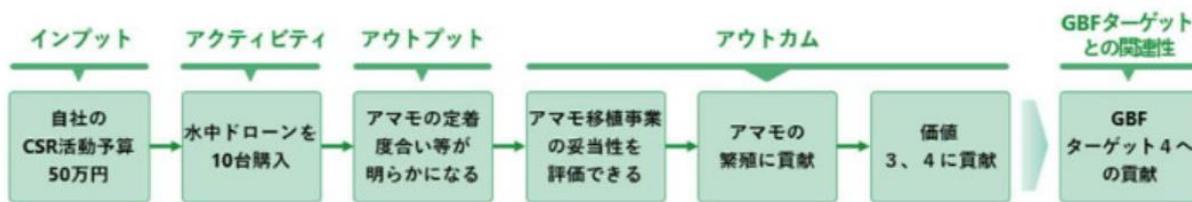
環境省の自然共生サイト HP*で申請に必要な書式や記載要領などをダウンロードし、事務局にメールで提出する。手数料が10万円かかる。申請時には、支援活用計画や覚書など、金銭や人的・技術的・物的支援の事実を証明する情報の提出が必要。条件に応じて、支援がGBFに基づく目標達成に寄与する関連性をロジックモデルで記載する必要がある。

<図1：支援証明書制度およびマッチング制度の流れ>



出典：環境省「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」24年9月2日会合資料に基づき弊社で作成

<図2：ロジックモデル記入の例>



出典：環境省「自然共生サイトに係る支援証明書（試行版）発行申請書記載要領」

今回の試行版証明書を取得すると、25年4月の制度本格運用後も有効。加えて、先行例として環境省HPへの掲載や有識者の助言を得られるなどの特典がある。また、同省は、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の枠組みに即した開示の際に、支援証明書が投資家へのアピールに役立つと強調する。

<図3：支援証明書をTNFD等の情報開示に活用する場合のポイント>

支援証明書をTNFD等の情報開示に活用する場合のポイント	
1	支援内容が自社の事業・バリューチェーンに対してどのような影響（機会創出・リスク軽減等）があるかを分析し、支援証明書のロジックモデルや特記事項欄を用いて説明することで、IRやTNFDといった投資家に向けた情報開示等に効果的に活用できる。
2	TNFDも、SBTNの「ミティゲーション・ヘイラルキー ^{*1} 」の考え方を引いて、「回避・削減・回復・再生の4つのアクションを順を追って実行する必要がある」としており、そうした視点からのストーリー作りが必要。
3	特に、プライオリティ・ロケーション（自社の事業との関連性において評価する場所）に紐づく支援であれば、TNFDの根拠としてより効果的に用いることができる可能性がある。
4	さらに、生物多様性の保全に係る動向は国際的なものであり、GBFターゲット ^{*2} 等の国際目標への貢献等を対外的に示していくことが投資家からの評価といった観点からも重要。一方で、支援によるアウトカムとGBFターゲットとの関連性を無理に繋げてしまうと、本当に貢献しているターゲットへの影響が見えなくなってしまうため、注意が必要。
5	なお、レピュテーションリスクを回避するためにも、その支援を用いた活動内容や成果について適切に把握しておくことが望ましい。支援先と綿密なコミュニケーションを取ることが必要。
<p>*1：開発プロジェクトが生物多様性や生態系サービスに与える負の影響を可能な限り抑えるためのツール *2：2022年12月に採択された、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲット</p> <p>以上の点に留意し、支援実施・支援証明書を作成</p> <p>✓ TNFDレポート内や自社HP等のIR情報として、支援証明書（国の証明）を用いて、支援と事業内容の関連性を説明</p> <p>➡ 支援した事実を証明するだけでなく、投資家に向けた有効なアピールとして期待される</p>	

出典：環境省「自然共生サイトに係る支援証明書（試行版）発行申請書記載要領」

一方、同省は、支援を受けたい「自然共生サイト」の実施主体とそれを支援したい企業など支援主体とを引き合わせるマッチング参加者の募集も開始した。例えば、「生き物のモニタリングを実施したい」ニーズを持つ自然共生サイトと、「ドローン等の先端技術を活用した生物多様性調査」を提供したい支援者などの組み合わせを創出するのが狙い。募集締め切りは25年3月21日。

希望者は、環境省の自然共生サイト HP 内のフォームに、支援を受けたい内容や提供可能な支援内容などの情報を記入し申し込む。また、環境省の YouTube チャンネルにアピール動画を掲載することも可能だ。掲載企業などに連絡を取りたい場合、必要情報を自然共生サイト事務局宛にメールで連絡する。

* 環境省の自然共生サイト HP

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

<TNFD・自然資本>

OSBTs for Nature 海洋域の目標設定ガイダンス（草案）に対する意見公募を開始

（参考情報：2024年10月9日付 Science Based Targets Network HP：

<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/news/news/public-consultation-now-open-for-the-first-corporate-ocean-science-based-targets/>）

2024年10月9日、45以上の組織で構成される国際非営利団体の The Science Based Targets Network (SBTN) は、海洋域の目標設定ガイダンス（草案）（以下、「海洋版草案」）に対する意見公募を10月22日まで実施すると発表した。意見公募を経て、第1版（v1.0）は2025年中に発表される予定である。

SBTN は企業向けの自然に関する科学的根拠に基づく目標設定枠組み「Science Based Targets for Nature (SBTs for Nature)」のガイダンス・ツール類を順次開発し、企業が策定した目標の認定も試行している。

SBTs for Nature は企業およびそのバリューチェーンの自然に対する依存とインパクトについて、「Step.1 分析と評価」「Step.2 結果の理解と優先順位づけ」「Step.3 計測、目標設定と情報開示」「Step.4 計画の策定と行動」「Step.5 進捗状況の追跡」の5ステップで目標設定を促す枠組みである。2024年7月に Step.1 および2の統合ガイダンス（v1.1）、Step.3のうち淡水（v1.1）と陸域（v1.0）の目標設定ガイダンスが公表されている。

海洋版草案では Step.3 を検討する前に、淡水、陸域、海洋域に関わらず実施する共通プロセス（Step.1 および2）を実施し、企業およびそのバリューチェーンの自然に対する依存とインパクトを評価する必要がある。

Step.1（分析と評価）では目標設定のために企業が自然へのインパクトの大きい活動（事業）を特定する方法が示されており、企業はそれに従って評価を行う必要がある。

Step.2（結果の理解と優先順位づけ）では、Step.1 の評価結果を踏まえ、実際に目標設定すべき課題や場所の絞り込みを行う。絞り込みは事業拠点の地理情報を用い、圧力指標と自然の状態指標から優先的に対応すべき拠点を洗い出すことが求められている（図1）。

<図 1 : 「自然への圧力」と「生物多様性」の評価から優先順位付けを行う概念図>



出典：SBTN “Step3 Ocean Technical Guidance Draft for Public Consultation”

今回公表された Step.3 (計測、目標設定と情報開示) の海洋版草案は、まずは水産部門 (商業漁業、養殖業) に焦点を当てており、将来的に海上輸送や沿岸・海洋観光、海洋における再生可能エネルギー、沿岸開発などの部門へも拡大していく予定としている。目標設定は大きく 3 つに分かれている。目標の 1 つ目である「過剰漁獲の回避・削減」は商業漁業を対象としている。企業が過剰に漁獲された資源から得られる商品への依存を避け、海域や管轄区域で漁業条件を改善し、過剰漁獲を削減するための目標を設定する。2 つ目の「海洋生態系の保護」は商業漁業と養殖業を対象としている。企業が海洋環境と養殖環境において、現存している生息地 (サンゴ礁や海藻など) への影響を回避および軽減するための目標を設定する。3 つ目の「漁業の影響から絶滅危惧種・保護種 (ETP 種) を保護」は、商業漁業を対象としている。商業漁業は不特定の野生生物を混獲するため、ETP 種への配慮が足りない。こうした影響に対処するための目標を設定する。

現在公表されている、陸地・淡水の目標設定に関するガイダンスに加え、海洋も追加になることで、企業はこれまで以上に自然に関する知識や社内の協力、リソースの確保を含めた体制の強化が必要となるであろう。また、TNFD (自然関連情報開示タスクフォース) が提示する LEAP アプローチの「Prepare (対応・報告への準備)」プロセスでは、企業が自然関連の目標を設定する際に、SBTs for Nature の方法論を参考にすることを推奨している。今後、水産業の企業が自然関連の情報開示および目標設定を検討する企業は両フレームワークを参考にし、推進していくことが望ましい。

<国際動向>

○欧州委員会、ドラギ・レポートを公表 EU の競争力強化に向けて各種提言

(参考情報：2024 年 9 月 9 日付 European Commission HP :

https://commission.europa.eu/topics/strengthening-european-competitiveness/eu-competitiveness-looking-ahead_en)

2024 年 9 月 9 日、欧州委員会 (EC) は「欧州の競争力の未来」と題する報告書を発表した。本報告書は、監修した前欧州中央銀行 (ECB) 総裁で前イタリア首相のマリオ・ドラギ氏にちなみ、「ドラギ・レポート」と呼ばれ、欧州委員会のウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長の要請に基づき作成された欧州の競争力強化に関する提言書である。戦略分野における EU の地位低下の原因を特定し、即座に実施可能な政策を提示するなど EU の新たな産業戦略のあり方を示す本報告書は、EU の今後の政策を占ううえで重要な資料である。

以下では本報告書のうち、特にサステナビリティ関連の内容について解説する。

1. 報告書の構成

本報告書の構成は、競争戦略を示したパート A と詳細な分析と提言を記したパート B から構成される。パート A では、「(1)開始地点：欧州の新たな景観」「(2)イノベーションギャップを埋める」「(3)脱炭素と競争力合同計画」「(4)安全保障強化と依存縮減」「(5)投資ファイナンス」、「(6)ガバナンス強化」の章立てとなっている。

パート B では、セクター別政策についてのセクションと横断的政策のセクションに分かれる構成になっている。セクター別政策で取り上げているのは、エネルギー、重要原材料、デジタル化と先進テクノロジー、高速ブロードバンドネットワーク、コンピューティングと AI、半導体、エネルギー集約型産業、クリーンテクノロジー、自動車、防衛、宇宙、医薬、運輸である。横断的政策は、イノベーションの加速、スキルギャップの解消、持続する投資、競争力改革、ガバナンス強化から構成される。

2. サステナビリティ関連

日本における報道では、EV 政策の失敗や AI に代表されるテクノロジー面での遅れなどの産業政策の記載内容が取り上げられることが多いが、本報告書は 企業サステナビリティ報告指令 (CSR D) や企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令 (CSDDD) など、サステナビリティ関連規制の是非まで取り上げている。EC 委員長の委託ということが示すように、本報告書は二期目を迎えるフォンデルライエン体制での今後の政策に運営に反映されるため、グリーンディールやサステナブルファイナンス政策が変化していく可能性もある。個別のテーマに関する内容は以下のとおりである。

(1) 脱炭素に関する基本姿勢

パート A の冒頭で、欧州を待ち構える 3 つの変容の 1 つとして、脱炭素とサーキュラーエコノミーへの移行を進めながらエネルギー価格を引き下げることが挙げ、脱炭素に関する章ではエネルギー価格問題を詳細に論じている。

エネルギー価格水準という点で EU と貿易相手国との間に大きな格差があり、エネルギー危機は EU 内でもエネルギーコストの加盟国間の格差を拡大させた。貿易相手国と比較した場合の EU との競争力の差は、価格が非常に高いことだけでなく、EU の価格の相対的なボラティリティの高さと予測不可能性にも関係している。エネルギー価格の高騰は投資全体に影響を与え、経済全体に徐々に連鎖していく。

EU の脱炭素目標は競合相手に比べて野心的であることから、EU 企業にとっては短期的にはコスト問題としてのしかかることを認めつつ、脱炭素はエネルギー価格の低下とクリーンテクノロジーの優位性をもたらす機会としており、脱炭素目標自体は堅持している。

(2) 炭素国境調整メカニズム (CBAM)

CBAM とは EU 域外から輸入される対象製品に対して、EU 排出量取引制度 (EU-ETS) に基づいて EU 域内で生産される対象製品に課される炭素価格に相当する価格を課す制度である。つまり EU-ETS により EU 産製品の価格競争力が奪われないようにするための政策措置であり、域外への製造拠点移転を防ぐものである。しかし、本報告書では、制度設計の複雑さ、加盟国に実施は委ねられていること、しっかりした国際協力があって成り立つことから、CBAM の成功可否については不確実性があると指摘している。また、CBAM の主たる課題として以下を挙げている。

- ① ETS が施設単位に課されるのに対して、CBAM は製品単位の規制であり、施設単位の温室効果ガス (GHG) 排出量を製品ごとに換算しなければならない。バリューチェーンに沿って直接および間接の排出量を追跡する必要があるが、入手できるデータは限られており、特に複合型製品では計算が非常に難しい。そのため、CBAM が意図したとおりに運用するためには解決すべき課題が多い。

- ② EU への輸出事業者は低炭素型製品を EU に供給し、高炭素型は EU 以外の市場に販売することで、CBAM のすり抜けが可能である。
- ③ CBAM 対象製品を対象外の下流製品に加工してから EU に輸出すれば、CBAM の対象にならずにすむため、EU 域外に下流製品の工場を移転させるカーボンリーケージが起きる。下流でのカーボンリーケージを防ぐにはバリューチェーン全体の排出量追跡が必要で、製品単位への換算はさらに複雑になる。
- ④ CBAM は EU から製品を輸出する企業にとって公平な競争環境に繋がらない。CBAM の対象である炭素集約型製品の輸出を支援するのは、よりグリーンな製品を奨励するという目的とは反するので、ETS 認証書等の費用はあくまで企業負担にせざるをえず、コスト競争力で劣ってしまう。

こうしたことから本報告書では、CBAM の段階的な実施期間中の現状を見ながら制度の改善を図ること、もし効果が低ければ 2026 年から実施される予定の GHG 排出量の無償割り当て制度の段階的廃止の延期を検討すべきとしている。特に製品レベルでの排出量算定が企業にとっては相当の重荷という観点から、その軽減策として排出量算定の共通規格策定への主導権発揮、適切な IT ソリューションの提供、輸入業者向けモニタリング・報告・検証 (MRV) プロセスの単純化などを挙げている。

(3) 重要原材料 (CRM)

本報告書は、原材料から最終製品までのバリューチェーン全体を網羅する協調戦略が欧州に必要であると強調している。EU は重要原材料法 (CRMA) に基づき、34 の重要原材料を指定している。同法を通じて、重要原材料に関して EU 域内採掘、域内加工、再利用の割合を向上させる目標の設定、大企業による調達リスクアセスメントの義務化などの措置を導入している。

本報告書で提案されている対策として、「採掘からリサイクルまでの EU レベルでの包括的な戦略の策定」「重要な原材料バリューチェーンを支援する金融ソリューションの開発」「欧州における廃棄物とリサイクルの真の単一市場の創設」「特定の重要鉱物の戦略的備蓄」などが挙げられている。

注目すべきは、CRMA を超えた政策として製品がレジリエントで持続可能な方法で調達されたかどうかに関する統一規格の確立に言及している点である。法律で求められている情報だけでなく、重要原材料の環境フットプリントを明らかにし、フットプリントが高すぎるものは EU 市場に入れさせないことを提言している。EU の森林破壊防止規則 (EUDR) はこれを先取りしたものともいえるが、本報告書は重要鉱物に対しても EU と同水準の ESG 基準を満たさせるべく、輸入関税を検討することを提言している。

(4) サステナビリティ規制

本報告書は基本的に、EU の規制の多さが企業の競争力を阻害する可能性があるという見方に立っている。また、EU 指令の実施運用に際して加盟各国の法制度に委ねられるという仕組み上、国により運用が異なる弊害もある。そのため、EU のガバナンスの改善が重要課題の一つとして取り上げられており、そこでやり玉に挙げられているのがサステナビリティ規制である。

企業が負担に感じている代表的な法規制として CSRD、CSDDD などの各種デューデリジェンス枠組み、一般データ保護規則 (GDPR)、廃棄物および包材廃棄物規制などが挙げられている。さらに本報告書は大企業以上に中小企業に重い負担を課していることを問題視しており、例えば CSRD では中小企業向け簡易版が示されているが、企業規模に比して負担が重すぎると批判している。

この指摘に対して、欧州サステナビリティ開示基準（ESRS）を管轄している欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）や投資家サイドでは反発もある。欧州投資信託協会（EFAMA）は、企業が直面している厳しい規制上の負担に関する本報告書の結論を支持しているものの、CSRD の要件を緩和し、実施を遅らせると、サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）の下で銀行やファンドマネージャーによる効果的な持続可能性報告が困難になり、投資家の信頼を損なうことになると懸念している。

他方、報告義務を課される企業側においては、サステナビリティへの移行には賛成しているという前提のうえで、本報告書が提言する報告義務の整理を歓迎する反応もある。

3. EU 圏内での反応

本報告書は、EU が競争力を強化し、米中に対抗できるよう投資を年 8,000 億ユーロ（約 127 兆円）増やすことを提言し、共同債の定期発行への同意も求めた。共同債の発行増加などの今回の提言のうち最も野心的な部分の実践は、ドイツやオランダなどの財政統合への反対が強い国々からの猛反発に遭うことが予想される。

一方、欧州産業界は歓迎の意とともに、提言の早期実施に期待を示している。ビジネスヨーロッパ（欧州産業連盟）は、本報告書は今後の EU の戦略・政策形成に重要な役割を果たすと評価した。欧州鉄鋼連盟は、欧州委のフォン・デア・ライエン委員長が 2 期目就任 100 日以内に策定するとして「クリーン産業ディール」に報告書の提言を取り入れ、迅速な具体策の実施を訴えた。*

本報告書で提示された提言は法的拘束力を持たないが、最終的にはドラギ氏に本報告書の提出を求めたフォン・デア・ライエン氏と新委員会が、多くの提言のうちのどれを推進するかを決定することになる。それによっては、EU に進出している日系企業も大きな影響を受ける可能性があり、今後も注視する必要がある。

* 2024 年 9 月 10 日付リリース

<https://www.eurofer.eu/press-releases/concrete-implementation-of-draghis-competitiveness-cure-urgently-needed-to-ensure-business-case-for-industry-in-europe-says-eurofer>

<米国不正通報報奨制度>

○米国司法省が不正通報報奨制度の運用を開始

（参考情報：米国司法省 HP：<https://www.justice.gov/criminal/criminal-division-corporate-whistleblower-awards-pilot-program>）

2024 年 8 月 1 日、米国司法省は企業内不正通報報奨パイロットプログラム（Corporate Whistleblower Awards Pilot Program）の運用を開始した。本制度により、司法省へ企業内不正に関する情報提供を行った個人に対し、一定の条件を満たした場合に報奨金の支払いが行われることとなった。

これまで公益通報に関する報奨金制度の対象*ではなかった不正行為を対象としており、司法省が企業不正に関する有益な情報を入手するための新たな手段となる。

また、本報奨金制度の運用によって不正行為に対して厳しい目が向けられることで、コンプライアンス態勢の更なる強化を促進させるとともに、不正判明時に、企業に不正行為の速やかに自主申告させることで、自主的かつ早期に是正を図ることに狙いがある。本制度の運用は 3 年間で予定しており、定期的な評価・見直しが行われる。

本制度のポイントは以下のとおり。

(1) 対象となる不正

- ① 金融機関および金融関係者の違反行為（送金事業の未登録、米国金融機関への詐欺・妨害を含む）
- ② 国外における詐欺や賄賂に関連する違反行為（外国腐敗行為防止法、外国恐喝防止法、マネーロンダリング法違反等を含む）
- ③ 国内における公務員への賄賂やリベートの支払い等
- ④ 連邦虚偽請求法（False Claims Act）の対象外となる医療や、ヘルスケアに関連する詐欺等違法行為（患者、投資家、非政府機関等に対して損害を与える詐欺行為等）

(2) 通報者への報奨金提供の流れ

- ① 通報者が司法省の受付用フォームを入力し、対象となる企業不正行為の関連情報を提供する。
- ② 通報者から提供された情報が刑事または民事起訴に繋がり、企業に対して 100 万ドル以上の資産没収が行われることになった場合、司法省が通報者の提供した情報の有用性や調査協力の程度、事前の内部通報の実施有無等の観点に基づいて報酬割合の評価実施のうえ、報奨金が支払われる（没収資産のうち最大 3 割）。

(3) 通報された企業が起訴を免れ得るケース

通報者が不正行為を司法省に通報した場合でも、司法省から企業に連絡するより前（通報後最大 120 日以内）に通報された企業が司法省に対する自主申告を行い、「刑事部門企業案件取締・自己開示方針」（Criminal Division Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy）**に基づく全面的な調査協力や適時適切な是正措置等の対応を実施することにより、同社は起訴を免れ得る。

* 米国における「企業内不正通報報奨パイロットプログラム」以外の、公益通報制度による報奨金支払い対象行為

- ・ 米国司法省：「連邦虚偽請求法」（False Claims Act）違反
- ・ 米国証券取引委員会：「連邦証券法」（Federal Securities Laws）違反
- ・ 米国商品先物取引委員会：「商品取引法」（Commodity Exchange Act）違反
- ・ 金融犯罪取締ネットワーク：「マネーロンダリング防止法」（Anti-money Laundering Laws）違反、「銀行秘密法」（Bank Secrecy Act）違反

** Criminal Division Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy

刑事部門の企業案件における自発的な自己開示、調査の全面協力、適時適切な是正措置に関する不起訴の推定基準等を示す方針（2024 年 3 月更新）

<https://www.justice.gov/criminal/criminal-fraud/corporate-enforcement-policy>

<景品表示法>

○改正景品表示法が施行、事業者の自主的な是正促す仕組み導入

（参考情報：消費者庁 HP：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/#amendment）

2024 年 10 月 1 日、改正景品表示法が施行された。今回の改正では、「確約手続」が導入されたことが大きな特徴である。

確約手続は、優良誤認表示等の景品表示法違反の疑いのある行為（以下、「違反被疑行為」という）を行った事業者が是正措置計画を申請し、行政機関から認定を受けた場合に、行政処分が免

除される制度であり、事業者が自主的に問題の改善に取り組むことを促す目的がある*。

確約手続の流れは次のとおりである。

<確約手続の流れ**>

- ① 消費者庁による違反被疑行為に関する調査が開始される。
- ② 消費者庁が当該違反被疑行為について確約手続の対象とすることが適当であると判断した場合、調査対象の事業者に対して確約手続通知を行う***。
- ③ 対象の事業者は、確約手続通知を受けた後、確約認定申請（違反被疑行為に対する是正措置等の実施計画（確約計画）の作成・申請）を行うかどうかを判断する。確約認定申請を行う場合は、確約手続通知日から 60 日以内に確約認定申請を行う。
- ④ 消費者庁は申請された確約計画を審査し、認定要件に適合すると認める場合は、当該確約計画を認定する。
- ⑤ 消費者庁は、認定された確約計画を公表する。

景品表示法では、確約計画の認定要件について、(i) 違反被疑行為およびその影響を是正するために十分なものであること（措置内容の十分性）、(ii) 確実に実施されると見込まれるものであること（措置実施の確実性）の 2 点を定めている（景品表示法第 27 条第 3 項および第 31 条第 3 項）。消費者庁は、認定についての考え方を以下のように示している。

<認定についての考え方>

認定要件	考え方
(i) 措置内容の十分性	違反被疑行為およびその影響（一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を阻害するおそれが生じている状況）を是正する上で、十分な措置が講じられているかを判断する。 ※判断にあたっては、過去に措置命令等が行われた類似の事案の措置内容を参考とする。少なくとも、類似事案の措置命令等で命じられている措置と同等の措置を講ずることが求められる。
(ii) 措置実施の確実性	確約計画で定められた措置が実施期限内に確実に実施されると見込まれるか否かを判断する。 例えば、一般消費者への被害回復を行う場合には、確約契約に被害回復の内容（誰に対してどのような被害回復を実施するか）、対象となる一般消費者へ措置内容の周知方法、被害回復に必要な資金の額および調達方法が具体的に明らかにされている必要がある。

出典：消費者庁「【令和 6 年 10 月 1 日施行】改正景品表示法の概要」を基に
MS&AD インターリスク総研作成

上記のとおり、確約計画の内容は過去の類似事案の措置内容を踏まえることが必要であり、策定にあたっては消費者庁や外部専門家に相談し、意見を求めることが望ましい。また、消費者庁では、上記認定要件を満たすための是正措置等の典型例を開示しており、これらも参考にされたい。

消費者庁により認定された確約計画は公表されるものの、景品表示法の規定に違反することを認定したものではないという旨が付記される。これに対し、違反事業者として事業者名や行政処分内容が公表されると、メディアでの報道等によるレピュテーションの低下が懸念される。確約手続は、事業者にとって、このようなレピュテーション低下を回避できることや、自主的に迅速かつ適切な改善に取り組むことで早期の信頼回復が見込めるといったことが期待できる。事業者は、これらの観点を踏まえて確約手続の実施判断を行うとともに、確約手続を実施しない場合の自社への影響も考慮することが望ましいといえよう。

- * 消費者庁表示対策課「【令和6年10月1日施行】改正景品表示法の概要」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/movie_explanation/assets/representation_cms216_240917_02.pdf
- ** 消費者庁「確約手続に関する運用基準」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/assets/representation_cms216_240418_04.pdf
- *** 確約手続の対象とするか否かについては、違反の疑いがある行為等を迅速に是正する必要性、あるいは、違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性などの観点から判断することが示されている。

<サイバーセキュリティ>

○日本企業のソフトウェアサプライチェーンにおける脆弱性と過信が明らかに

(参考情報：2024年9月25日付 BlackBerry Japan 株式会社「BlackBerry 調査、日本企業の74%が過去12カ月間にソフトウェアサプライチェーン攻撃や脆弱性に直面」

<https://www.blackberry.com/ja/jp/company/newsroom/press-releases/2024/blackberry-survey-reveals-74-percent-japanese-companies-notified-software-supply-chain-vulnerabilities-attacks-past-12-months>)

BlackBerry Japan は9月25日、日本企業のソフトウェアサプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの脆弱性を浮き彫りにする調査結果*を公表した。この調査は、日本企業が直面しているソフトウェアサプライチェーンセキュリティのリスクと、CIOなどのIT意思決定者が自社のセキュリティに対して抱く過信の実態を明らかにしている。

調査によれば、IT意思決定者の74%が過去12カ月間にソフトウェアサプライチェーン攻撃**や脆弱性の通知を受けている。また、これらの攻撃により、ウェブブラウザ、IoT機器・システム、およびオペレーティングシステムなどが組織に悪影響を及ぼしている。

そのようなリスク環境にもかかわらず、85%の回答者が、サプライヤーが侵害を受けた場合、1日以内に通知されると期待している。また、半数以上の54%が1週間以内に脆弱性の悪用から完全に復旧できると考えているが、実際には40%の組織が復旧に1カ月を要している。

さらに、日本のIT意思決定者の大多数(97%)は、サプライヤーのサイバーセキュリティポリシーが自社で実施されているものと同様、あるいはより強力であると考えており、95%がサプライヤーの脆弱性への対策能力を高く評価していることがわかった。その一方で、80%の企業がサプライチェーン内に認識していなかった隠れたサプライヤーを発見しており、これはサプライチェーンの複雑さと潜在的なリスクを示している。

これらの調査結果は、日本企業がサプライチェーンの可視性を高め、セキュリティ対策を強化する必要があることを強く示唆している。

- * この調査は、北米、イギリス、フランス、ドイツ、マレーシア、日本の1,000人のIT意思決定者およびサイバーセキュリティ専門家を対象に実施された。
- ** ソフトウェアサプライチェーン攻撃とは、攻撃者がソフトウェア開発会社(サプライヤー)のシステムに侵入し、納品物であるソフトウェアや更新プログラムに不正を施すことで、ソフトウェアの利用企業に被害をもたらす攻撃手法である。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com (危機管理・コンプライアンスグループ)

interrisk_erm@ms-ad-hd.com (統合リスクマネジメントグループ)

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com (危機管理・サイバーリスクグループ)

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第一グループ)

sustainability2@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第二グループ)

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

